

## 国民健康保険からのお知らせ

# 資格喪失後の受診による 医療費の返還について

改めて「療養費」として申請していただくことができます。

### ● 具体的にはどんなとき？

○ 就職して社会保険や共済組合、健康保険組合に加入したが、保険証の交付に時間がかかったため、その間に国民健康保険証を使用してしまったとき。

○ 転出したが、転出先の市区町村から保険証の交付を受ける前に、小野町の国民健康保険証を使用してしまったとき。

○ すでに社会保険などに加入したり、転出しているにも関わらずその届出が遅れ、さかのぼって届出をするまでの間に、返却していなかった国民健康保険証を使用してしまったとき。

### ● 返還方法は？

○ 該当となった方には、「返還通知書」と「納入通知書」をお送りしますので、指定期日までに返還金を納入してください。

○ 小野町と医療機関などとの間で調整ができた場合は、個人

から返還する必要はありませんので「返還通知書」はお送りしません。

○ 本人の届け出の時期、医療機関からの請求時期、その内容審査や資格点検時期により、本人の届け出があつてからおおむね3カ月目以降に、世帯主宛てに返還請求を行います。

### ● 療養費の請求方法は？

○ 医療費を返還した後に、受診日当日加入していた社会保険などに「療養費」として申請することができます。

加入していた社会保険などにより申請方法は異なりますので、必要な書類については該当する社会保険などへお問い合わせください。

○ 申請に「返還金の領収書」は必ず必要となります。領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

### ● その他

○ 新しい保険証が交付される前に医療機関などを受診するときは、医療機関などの窓口で

必ずその旨を申し出て、医療機関などの指示に従って医療費をお支払いください。

○ 新しい保険証が交付されたときは、速やかに届け出を行い、国民健康保険証は必ず返却してください。

○ 誤って保険証を使用してしまったときは、医療機関または町民生活課に速やかにご相談ください。

適正受診に、ご理解・ご協力をお願いします。



町民生活課

☎ 72-6933

社会保険などへの加入や転出により小野町の国民健康保険の資格がなくなった(喪失した)にも関わらず、小野町の国民健康保険証を使用して医療機関などを受診した場合、その医療費を返還していただく場合があります。

これは、小野町の国民健康保険証で受診したことにより、本来受診日当日に加入していた健康保険が負担すべき医療費(受診者の窓口負担分を除いた額)を小野町が支払ったため、その医療費を返還していただくのです。

返還した医療費は、受診日当日に加入していた健康保険に、